

9月26日再チャレ

令和4年司法試験民法

関係図

時系列表

【設問1(1)】

あてはめで使えそうな事情

問題文で問われている内容

→契約関係

丸い→ 登記 抵当権

Cは土地の所有権を持っていると主張したい

Aが甲土地を占有しているということも主張しなければならない→今回は自明

BがAから所有権を取得→売買契約により、所有権の移転→Cは所有権を取得
売買契約書をBが偽造→売買契約は存在しない

A B間に売買契約が偽造されている

→そのような外観が存在し、Cはその外観を信じて取引に入った

→その信じたことについては過失がない

→Aは対抗できないのではないか

94条2項の話

94条2項を直接的適用できるのか？

Aの知らない所でBが売買契約を偽造している

94条2項の趣旨は権利外観法理

94条2項の類推

Aは抵当権抹消のために必要な書類等を渡した

虚偽の外観の存在

帰責性→不実の登記を承認したと言える程度の帰責性があるか

C：知らなかった+虚偽の外観を信じたことについての過失がないか

○当てはめ

要件のうち1つは○

Aに帰責性があるか→Aは積極的に関与している訳ではない+認識した上で放置した訳ではない⇔では虚偽の外観を承認したと言える程度の帰責性があるか

→Bの言葉を漫然と信じて、所有権移転登記手続きに必要な書類を渡したことは？

→所有権移転登記手続きに必要な書類というのは重要なもの

4月2日～5日は短期間→この間にAが気付くことは不可能ではないか？

所有権移転登記手続きは実印がいる

知識の格差(不動産取引の経験がないA)

→これらを考慮して帰責性を肯定するかしないか判断

【設問1(2)】

抵当権の抹消

甲土地は、Aが所有する唯一のめぼしい財産であった→詐害行為取り消し？

登記が対抗要件

AとDは所有権登記未了

DとCには直接の契約関係はない

○Dが所有権を有しているか

Cとして何か反論することがないか

→CはA C売買、B C売買

○Dの反論

間に入っているBが

Bが背信的悪意者にあたるか→第三者にあたるか

Cも背信的悪意者にあたるか→第三者にあたるか

背信的悪意者から取得したものについて背信的悪意者となるか？

→個々人で相対的に判断

○Cが背信的悪意者にあたるか

○請求2

大体請求1は認められない場合が多い

詐害行為取消し権

詐害行為取消

各要件を当てはめる

債権者の債務者に対する金銭債権の保全のための制度

→特定物の債権を有する場合にも比保全債権が存在していると言えるのか？

→最終損害賠償請求権となる

→被保全債権といえる

424 条 2 項

財産権の移転が詐害性を有するか

→2000 万円入ってくるなら無資力と言えるのか？

→無資力の要件は満たす

→詐害性を有すると言える

詐害性を有することについて詐害者が悪意であるか

売買契約の存在を知っている→悪意

E は受益者→受益者まで悪意の対象とはなっていない(424 条 5 項)

424 条の 9

全部要件が挙げられていたか

【設問 2】

G が建物を使用収益していないといけない

譲渡されて賃料を支払わない→民法 605 条の 2

賃貸借の目的となる建物が譲渡された場合には賃貸人たる地位も移転する

605 条の 2 第 1 項

→借地借家法

不動産賃貸借に関する登記があれば対抗できる

借地借家法

不動産が譲渡された時にあたるのか

→譲渡された時にあたるのか

○今回の譲渡が借入金債務を担保する目的で譲渡された場合も「譲渡された場合」にあたるのか

→

大家が誰に変わろうか

譲渡担保による譲渡→趣旨との関係で考える

譲渡担保の法的性質

→所有権的構成と担保権的構成をとるか

Fの再反論の意図

所有権的構成：完全に所有権が移転する 今回の譲渡にもあたると言いやすい？

担保権的構成：

→今回の外観的に譲渡されていると言える

賃借人も移転されていると考えていい

→譲渡に当たると考えていい

605条の2第2項の要件を満たすのか

使用収益をする旨の合意

HがFに対して賃貸をする旨の合意

→類推適用はどうか

○当てはめ

一定使用収益することが認められる

類推適用しうると結論

令和5年5月分と6月分

弁済期の前後で分けて考える

【設問3】

MのLの

死因贈与契約に基づく移転登記請求権

Lがまず相続人

姪っ子のMは相続人とはならない

親族相続 最低限司法試験に出てた分 リーガルクエストのか？

死因贈与

遺贈する旨の遺言

554 条→死因贈与については遺贈に関する規定を準用

遺言の撤回→これが死因贈与の場合にも適用されるのか？

M からの反論

545 条→その性質に反しない限り準用

「その性質に反しない限り」に当たるのか当たらないのかが重要

この解釈が問題となる

今回の場合は準用されないといった反論も考えられる

553 条負担付贈与

設問の 1 は取れるように

設問 3 は条文だけでも書けるように

10 月 22 日説明会